

シリーズ 中国経済の行方

市場決定論

試練を迎える中国の市場化改革

遅 福林 [編著] 劉 偉 [訳]

既得権益層の障壁 をいかに 取り除くか

市場化改革の青写真を示した中共第18期「三中全会」の『決定』。経済成長と社会的安定の双方をいかに手に入れるか、中国新指導部の手腕が試される。

中国（海南）改革発展研究院中国改革研究報告（2014）

五洲伝播出版社

中国の経済発展と市場改革の未来

市場決定論

試練を迎える中国の市場化改革

著 張其成（中国） 監 橋本 洋一

既得権益層の障壁

をいかに

取り除くか

中国の市場化改革は、既得権益層の障壁をいかに取り除くかが鍵となる。本書は、中国の市場化改革の現状と課題を詳しく分析し、今後の改革の方向性を示している。著者は、中国の市場化改革の推進を主張し、既得権益層の障壁を取り除くための政策を提言している。

中国の市場化改革の現状と課題を詳しく分析し、今後の改革の方向性を示している。

中国の市場化改革の現状と課題を詳しく分析し、今後の改革の方向性を示している。

中国（海南）改革发展研究院
中国改革研究報告（2014）

市場決定論

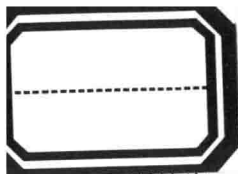
試練を迎える中国の市場化改革

遲 福林 [編著]

劉 偉 [訳]



五洲伝播出版社



目(CIP)数据

市场决定：十八届三中全会后的改革大考：日文 / 迟福林主编；
刘伟译. — 北京：五洲传播出版社，2014.8

ISBN 978-7-5085-2866-3

I. ①市… II. ①迟…②刘… III. ①中国共产党十八届三中全会（2013）
—文件—学习

参考资料—日文 ②经济体制改革—研究—中国—日文 IV. ① D229 ②F121

中国版本图书馆CIP数据核字（2014）第 179266 号

市场决定 十八届三中全会后的改革大考

主 编 / 迟福林

翻 译 / 刘 伟

责任编辑 / 郑 磊

助理编辑 / 朱莉莉

装帧设计 / 杨小云

制 作 / 北京原色印象文化艺术中心

出版发行 / 五洲传播出版社（北京市海淀区北三环中路31号生产力大楼B座7层 邮编：100088）

电 话 / 010-82001477 010-82003137 010-82007837

网 址 / www.cicc.org.cn

承 印 者 / 北京圣彩虹科技有限公司

版 次 / 2014 年 8 月第 1 版第 1 次印刷

开 本 / 880x1230mm 1/32

印 张 / 11

字 数 / 350千字

定 价 / 118.00元

目 次

序 論 1

第一章 経済成長を決める市場 27

第一節 依然として大きな市場である中国 27

- 一 13 億人という巨大な市場の潜在力 28
- 二 市場潜在力の発揮を制約する原因 39
- 三 市場が将来性を決める 45

第二節 経済モデル変革を決める市場 49

- 一 資源配分：行政主導から市場による決定への転向 49
- 二 投資主導から消費主導に向けたモデル変革 56
- 三 規模の都市化から人口の都市化へのモデル変革 63

第三節 経済の活力を決める市場 70

- 一 市場メカニズムの活力 71
- 二 社会資本の活力を発揮させる 74
- 三 革新と創業の活力の発揮 80

第二章 資源配分を決める市場 89

第一節 資源配分の目標と条件を決める市場 89

- 一 資源に対する政府の直接的配分を変える 90
- 二 有効な市場管理の形成 97
- 三 既に熟している市場による資源配分改革の条件 100

第二節	市場による資源配分の柱	104
一	資源製品価格の改革を加速する	105
二	利率、為替レートメカニズムの改革を進める	115
三	有効な環境価格の形成	126
第三節	公共資源配分の市場化	131
一	公共資源配分市場化の基本的な傾向	131
二	公共資源配分市場化の現実的な需要	135
三	公共資源配分市場化の柱	140

第三章 有為な政府を決める市場 148

第一節	有効な市場と有為な政府	148
一	政府主導型の経済成長方式を終結させる	149
二	公共サービス型に向かう政府	157
第二節	公平な競争の方向へ誘導するマクロコントロール	160
一	比較的際立つマクロ政策での市場矛盾の解消	160
二	公平な競争の市場環境をつくるマクロコントロール	166
三	厳格に分離されるマクロコントロールと行政審査許認可の機能	169
四	通貨政策と金融の市場化改革の有機的結合	170
五	財政政策と財政税制システム改革の有機的結合	173
第三節	事前の審査許可から事後の管理監督への変更	175
一	事前審査許認可はあまりに多く、管理監督の失効と繋がる共存	176
二	事後の管理監督を主な方法に「市場の失効」を克服	181
三	統一的に計画を立てる行政審査許認可と管理監督システム改革	182

四	市場管理監督権力機関の調整	184
第四節	ネガティブリストと権限リストを区切る境界	188
一	近代的な市場経済の重要な特徴であるネガティブリスト管理	188
二	ネガティブリスト管理で迫る行政審査許認可システム改革	190
三	明確にする各レベル政府の権限リスト	193
第五節	公共サービスの方向へ誘導する中央と地方の関係	196
一	経済リスクを増大する際立った矛盾となる競争性の地方政府	196
二	市場の競争主体から公共サービス提供の主体に転向する地方政府	200
三	公共サービスへ誘導する中央と地方の財政税制関係の構築	201
四	地方政府の市場行為を制約するシステムの構築	203
第六節	「3 権分立」を重点にする政府組織システム	206
一	「3 権分立」を重点にする「大部門制」改革の目標	206
二	行政政策決定システムの強化	208
三	独立性と専門性の向上、行政執行システムの強化	211
四	権威を重点にして行政監督システムの強化	214
第七節	社会の力を決める市場	217
一	市場における社会の力の酷い遺失	217
二	全面的に強める社会の力に対する需要	219
三	市場における社会の活力の解放	221
四	カギは政府の社会への権限の譲渡	224

第四章 法治化された市場経済の実現 227

- 第一節 市場経済の本質は法治経済 227
 - 一 法治化された市場経済に向かう歴史の新しい起点 228
 - 二 公民の市場に参入する自由な選択権の拡大 233
 - 三 政府の市場に介入する自由な裁量権の制限 236
- 第二節 非公有制経済の財産権の保護 238
 - 一 個人の財産権の厳格な保護 239
 - 二 資源環境の財産権の保護 243
 - 三 知的所有権裁判所の創設 247
- 第三節 独占禁止法の法律システムの改善 254
 - 一 行政支配を効果的に制限し難い中国現行の「独占禁止法」 255
 - 二 独占禁止法に組み入れるべきである行政支配禁止 258
 - 三 際立たせる「独占禁止法」の「経済の憲法」の地位 260
- 第四節 法治化されたビジネス環境の整備 261
 - 一 多重の不利な原因を重ねる中国ビジネス環境の悪化 261
 - 二 法治化されたビジネス環境を作り上げる全体の構想 264
 - 三 法治化・国際化のビジネス環境の整備 266
- 第五節 法治政府の建設 267
 - 一 政府と市場の関係に関する立法の加速 268
 - 二 公共資源の配分に関する立法過程の加速 270
 - 三 政府の法に基づいた行政の厳格な実行 272
- 第六節 経済司法システムの改革 274
 - 一 経済司法の脱地方化 274
 - 二 中央と地方の2重裁判所システムの整備 276

三 司法システムの脱行政化 279

四 司法公開の速めの推進 280

第五章 公平な市場経済の追求 284

第一節 公平な競争の市場経済 284

一 公平的、効率的な市場経済 285

二 市場経済との公平な互換 287

三 公平で効率のある成長の促進 292

第二節 公権力を市場から退出させる 294

一 公権力を資源配分から退出させる 294

二 公権力の独占業界からの退出 297

三 公権力を企業誘致や資金導入から退出させる 300

第三節 「農民工」を終わらせる 303

一 「農民工」の移動傾向と市民化の過程 303

二 臨界点について「農民工」の市民化 309

三 「農民工」市民化の進展の実現 314

四 体制の革新は「農民工」を歴史にならせる力 321

五 「農民工」市民化の国家計画の発表 323

六 公共資源配分の均等化を重点に中小の都市・町の発展を進める 324

第四節 倍増する中等収入層 329

一 発展は立ち遅れている中等収入層 329

二 公平に持続可能な発展を実現する重要な標識である中等収入層の倍増 332

三 2020年に中等収入層を倍増する基本的な目標の実現 334

四	行動計画を実施する中等収入層の倍増	337
第五節	公平で持続可能な社会保障システムの構築	340
一	中国は一体、高福祉か、低福祉か	341
二	都市と農村の基本的な公共サービスの均等化の早急な推進	346
三	13 億人が恩恵を受ける基本的な公共サービスシステムを進展させる	348
	あとがき	354

序論 中国改革の大きな試練

現在の中国経済・社会は重大な歴史的な転換期にある。改革は難攻不落の城を攻めるが如く、以前と比べて、改革の困難さと複雑さはいまだかつてない時期に入っている。経済発展モデルの転換と改革が相互に交わり融合し、経済改革や社会変革、ガバナンスの転換は、改革によるブレークスルーに直接依存している。利益構造がアンバランスで、その矛盾も益々際立ってきている。利益関係を調整しつつ、改革を遂げなければならない。経済発展モデルの転換は、逆に改革を促し、同時に改革の時間的・空間的に対して全面的に制約を強めることになる。

中国共産党の第18期第3回中央委員会全体会議（三中全会）で採択された「改革の全面的進展における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（以下「決定」）は、歴史の転換時期の流れに即した問題を解決し、中国改革を全面的に深めるための戦略的な配置を行った。それは重大な戦略の選択であり、2020年に向かう試練の改革である。

第一は、「国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の現代化を推し進める」ことである。これは中国改革の新たな試練である。中国は公平で持続可能な発展の道を進み、現代国家の列に入るだろう。

第二は、市場に決定的役割を果たさせることであり、これは歴史的な改革である。改革は市場に決定的役割を果たさせることに重点が置かれている。これは経済システムの改革を進め、改革の新しい局面を切り開く上で重要である。

第三は、既得権益の打破であり、これは改革が直面している歴史的な難題である。既得権益に触れるのは、魂に触れるのよりも更に難しいのである。既得権益構造が固定化された現状の改革は、壮士が腕を断つ勇氣を持って進めなければならない。

一、歴史的改革—国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の現代化の推進

三中全会の「決定」では、中国の特色ある社会主義制度を充実・発展させ、国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の現代化を推進することが、改革を全面的に推し進める上での全般的目標である、と明確に打ち出した。これは歴史の流れに従い、歴史的な選択を行うものである。中国共産党は政権をとってから、大きな試練を2度経験した。

中国共産党第7期第2回全体会議（1949年3月5～13日、中国河北省平山県西柏坡）が閉幕して間もなく、毛沢東は「上京して試験に赴く」と述べたが、これが最初の試練だった。

1978年の中国共産党第11期第3回全会が「経済建設を中心とする方針」を打ち出し、改革開放の道を切り開いたのが、第2の試練だった。当面は第3の試練に直面している。つまり今回の「決定」は、国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の現代化を推進するという改革の全般的目標を打ち出し、現代化した国家システムの構築を加速しようということである。

中国の改革・発展は新たな段階に入り、国家ガバナンスモデルの転換は歴史的な期間である。益々増大する社会問題と社会リスク、際立つレントシーキング（金銭と権力の交換）現象、権力を有効に制約するシステムの未整備などの現実¹に直面し、行政を主体とした内部管理と社会制御、そして国内安定を最優先にした手法のみでは、長期的な社会安定の維持について十分な効果を期待することはできない。

中国では、長期的な安定と調和を実現することができるかどうかは、

1. 3月23日に中共中央は西柏坡から北平（北京の旧称）に移転した。出発直前に、毛沢東は周恩来、劉少奇、朱徳、任弼時などの指導者に「今日は上京する日だ。上京して試験に赴く。私たちは決して李自成にはならない。必ず良い結果を得なければならない」と述べた。

国家ガバナンス・システムの民主化、法治化、システム化、手続化、規範化にかかっている。また、市場と社会に更に大きな発展チャンスを提供し、権力の運用を効果的に制約できるかどうかにかかっている。社会を「浄土」に返すためには、断固として腐敗を根絶できるかどうかにかかっている。社会の発展における新たな情勢に適応し、国民は国を治める「久安長治」の方策、法により国を治める道、権力をシステムという籠に閉じ込めるメカニズムを求めている。

まさにこのような特定の歴史的背景の下で、三中全会の「決定」は、中国の特色ある社会主義を完備・発展させ、国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の現代化を推進することを改革の全面的実行の全般的目標とした。これは 35 年前に中国で初めて実施した経済システム改革の範疇・広さ・深さを遥かに超えている。

1. 国家ガバナンスの体系と能力の近代化を進める内在的要素

習近平総書記は、国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の近代化を推進することの基本的な内容について、こう概括した。「時代の流れに適応し、現実に適応しないシステムの構造、法律法規を改革し、新たな国家システム構造・法律法規を作り上げ、諸システムを更に科学化・健全化させ、党と国家・社会の諸事務管理をシステム化・規範化・手続化させる。管理能力と法治意識をいっそう高め、法律に基づき国を治め、システムにより事を処理し、諸システムが優勢な国家ガバナンスに転化させ、党は科学的に執政し、民主的に執政し、法律に基づき執政するレベルを高める」¹。

国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の近代化は、現代国家を建設のための基本的な条件であり、国家の近代化を評価する際の基本的な基準である。

1. 習近平、適切に思想を党の第 18 期第 3 回中央委員会全体会議精神に統一させる [N]. 人民日報、2014-01-01.

(1) 政府管理や市場管理、社会管理で規範に合うシステムと規範化の公共秩序が必要である。

(2) 公共管理とシステム整備で全て「主権が国民にある」あるいは「人民は家を管理・決定する」を保障しなければならない。

(3) 憲法と法律が公共管理の最高権威になること。法の前では平等で、いかなる組織又は個人も法律を越える権利を有してはならない。

(4) 効果的に社会の安定と社会の秩序を守ること。

(5) 中央から地方まで、政府統治から社会管理までを統一した全体として、互いに調和すること。

2. 国家ガバナンス・システムと能力の近代化を進める改革の総目標

(1) 国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の近代化は、現代化国家を建設の主要な標識である。鄧小平は 35 年前に中国の改革・開放を指導し、中国の経済規模を大きくさせ、貧しく立ち遅れた局面を変える第 1 歩目の目標を全体的に実現させた。それでは今日、歴史発展の流れに従い、改革の第 2 歩目の目標は現代国家の建設である。現代国家は経済発展が必要なだけでなく、国家ガバナンスのシステムとガバナンス能力の近代化と、法治主義を重視した民主的・文明的で調和のとれた現代国家を築き上げることを必要としている。

(2) 国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の近代化は、中国の「久安長治」を実現するための根本の道である。国家の「久安長治」は、行政制御と社会管制だけでは実現できず、必ず文明的システムに拠らなければならない。更に押し進めて、中国の発展と世界の発展を結びつけ、国情と時代の特徴に合った現代文明システムに頼らなければならない。現代文明社会システムの中で大乱を小乱にし、局部的動乱あるいは大動乱の発生を免れ、国の長期安定と調和のとれた社会の基礎、そして、システム保障を形成させる。

1. 俞可平, 国家ガバナンス・システム近代化の基本的な基準 [N]. 北京日報, 2013-12-09.

(3) 国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の近代化は、歴史的経験に対する科学的総括であり、中国では、改革・開放以来の35年間、一貫して2種類の主張がある。1つは、中国社会が「エリート政治」の主張である。実際、中国のような大国にとって、一定の時期や発展段階においては、改革開放を進めるために、権威を強調した適度な集権が必要である。しかし、歴史の発展段階が終わった後に、なぜ中国は「エリート」が必要なのか、という根本的な問いの答えは、改革を進めるためにはエリートが必要だから、ということである。改革の中で現代システムを構築し、中国の民主化・法治化のプロセスを進めることは「エリート政治」を主張することよりも中国の国情に合う。また、「安定は全てに優先する」という主張もある。「安定は全てに優先する」は、特定の段階において客観的に必要であっても、国家長久の計ではない。社会発展の流れに直面し、今は「安定は全てに優先する」を終わらせるべき時が来たのである。中国は、中国共産党の指導の下に、広範な社会参与と民主的な法による支配を基礎とする国家ガバナンス・システムを、できるだけ早期に構築するべきであり、それが調和のとれた持続可能な社会発展の道を切り開くのである。

3. 国家ガバナンス・システムとガバナンス能力の近代化の推進

国家ガバナンス・システムの整備を推進するためには、経済・政治・文化・社会・生態の文明と党の建設など各領域の改革を進めなければならない。

(1) 法治国家の実現

—— 法治国家の実現のために、最も重要なことは、憲法と法律の権威を守ることである。憲法と法律システムをしっかり守り、法律を厳しく執行し、法律の前の平等を堅持し、いかなる組織や個人も、憲法や法律を超える特権を有してはならない。違憲・違法の行為は必ず追究されなければならない。

—— 法の下に独立・公正に裁判権と検察権を行使しなければならない。これは、社会的な公平と正義を実現する重要な条件で、法治国家の実現を促進する上でのカギでもある。

—— 司法の公開を実現させる。司法の過程は全て社会に公開し、社会の監督の下に置かれる。社会が司法の過程を監督することが、司法の公正を保証する重要な条件である。

—— 司法の運用が行政化する問題を克服し、法律専門職の集団をつくる。

—— 司法の地方化の問題を克服し、中央と地方の2重裁判所システムを構築する。中央の裁判所システムが土地・税収・金融・破産・外交に関わる専門的領域及び知的所有権など経済事件の審理を担当し、経済領域における司法の地方保護主義を克服する。一般的な民事・商業案件、治安の刑事事件、家庭・婚姻・継承案件や青少年犯罪案件は依然として地方裁判所が受理する。

(2) 政府ガバナンス能力の効果的な実行

三中全会の「決定」は「政府の職能を確実に転換させ、行政システム改革を進め、行政管理方式を刷新し、政府の信頼性と執行能力を高め、法治政府とサービス型政府を建設する」との目標を打ち出した。この目標を実現するためのカギは、公共サービス型政府の実現を重点にした政府ガバナンスである。ここでは「権限を下に委譲する」、「権限を分散させる」、「権力を制限する」ことを求め、公共サービスシステムの整備を中心に政府モデルを変え、有効な政府ガバナンス・システムを構築する。

—— 「権限を下に委譲する」とは、企業や社会、地方への権限移譲を含む。中国では現在、企業への権限移譲は既に比較的成熟しており、企業は既に市場の主体になっている。社会への権限移譲は早急に行わなければならない。その一方で、社会組織は行政化の色彩が濃く、民間業界団体の発展は不十分である。地方への権限移譲は中央の地方職権、財政税制関係を上手く調整した上で、更に規範に照らし合わせなければなら

ない。当面、今期の政府にとって、権限移譲は重点課題で、政府機能の転換と行政審査・許認可システムの改革は、政府機能転換の要である。

——「分権」（権力分散）は、意思決定権・執行権・監督権が相互に制約し合うとともに、相互に協調し合う行政運営の仕組みである。近年、中国政府は、職責関係の整理を重点として、積極的に「大部制行政改革」を模索した。しかし、実践結果からみて、それは形式上の1歩を行っただけに過ぎず、実際に3権分立を前提とした部門間の職能の調和はまだ実現に至っていない。どのように「権力を分散させる」のかという課題についても、行政システム改革と政治システム改革の中で早急に解決しなければならない。

——「権力を制限する」とは、政務の公開を実行し、権力を衆人環視の下で運用させることであり、これは権力を籠（かご）の中に閉じ込める根本的な政策である。つまり、権力で権力を制約することと、社会の監督による権力の制限との有機的な結合を実現させる。ここ数年の実践からみて、このようにしてこそ、権力を制限する有効な方法だと見出すことができる。

（3）革新社会の管理

三中全会の「決定」で「社会の活力を解放・増強させる」ことと「思想を解放し、社会の生産力を解放、発展させる」こととを同列に並べたことは、社会の活力の解放・増強、革新型社会を実現することの重要性が反映されている。「決定」は「革新社会を管理する基本的な着眼点は、最も広範な国民の根本的利益を守らなければならないことで、最大限に調和のとれた要素を増やし、社会発展の活力を強め、社会管理のレベルを高める」とした。中国の現実には、社会モデルの転換が既に利害衝突を解消できるかどうかの臨界点に達してしまっている。中国では、ここ20年間に、「群体性」事件は10倍増加した。その中には、土地収用による立ち退き、家屋の取り壊し、環境汚染など利害衝突で誘発した群体性事件が80%以上を占めた。もしこのような利益の矛盾で誘発された群